

保 護 者 の 皆 様 へ

学校管理下での怪我など日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の対象となる医療費については、子育て支援医療費等の医療費助成制度の対象となりませんので、下記にご注意いただきますようお願いいたします。

○お子さまが学校管理下での怪我などにより受診する場合は、医療機関に下記医療費助成の受給者証を提示しないようにお願いします。

受給者証の種類

- ・ 子育て支援医療費受給者証（白色）
- ・ 福祉医療費受給者証（ひとり親・障害者）

○医療機関には、学校管理下での怪我であることをお伝えいただくとともに、保険診療の一部負担金である **3割相当額**をお支払いください。処方箋がある場合も、調剤薬局において保険診療の一部負担金である **3割相当額**をお支払いください。

○この時お支払いいただいた医療費につきましては、日本スポーツ振興センターから、災害共済給付金として **4割相当額**（3割相当額＋1割見舞金）が支給されますので、必ず学校に受診をした旨を連絡し、学校から災害共済給付金請求に必要な書類をもらい、手続きをしてください。

○申請が学校へ提出されてから、日本スポーツ振興センターで審査後（およそ4か月かかります）、災害共済給付金が支給されます。

※初診から治癒までの保険診療の一部負担金が、1,500円未満の場合は、災害共済給付の対象ではありません。その対象にならなかった医療費については、舞鶴市医療費助成制度からお返しできますので、市役所保険医療課へご相談ください。

○災害共済給付制度の内容につきましては、市教育委員会又は日本スポーツ振興センター（TEL：06-6456-3603）へお問い合わせください。

《裏面もご覧ください》

実際の手続きの流れ

学校での怪我で、医療費が総額 10,000 円かかる治療をした場合

病院の窓口で受給者証を利用せず保険証のみで受診

医療機関での窓口負担額（3割） 3,000 円



学校へ受診の旨を連絡し、災害共済給付制度申請の手続きを行う。



日本スポーツ振興センターで審査

保護者へ日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給。

災害共済給付金（4割） 4,000 円

※薬局でお薬をもらわれた場合も、上記と同様となります

《問い合わせ先》

医療費助成制度については

舞鶴市役所福祉部保険医療課 TEL 0773-66-1075

災害共済給付制度については

舞鶴市教育委員会学校教育課 TEL 0773-66-1072